

令和2年第8回臨時会

# 湯前町議会会議録

開会 令和2年11月27日

閉会 令和2年11月27日

熊本県球磨郡湯前町

# 令和2年第8回臨時会

会 期 令和2年11月27日(金) 1日間

## 会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
11	27	金	本会議	午前10時00分	開会宣言 仮議席の指定 議長の選挙 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 常任委員の選任 議会運営委員の選任 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙 球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙 上球磨消防組合議会議員の選挙 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 議案審議



## 令和2年第8回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和2年11月27日  
午前10時03分開議  
湯前町議会議場

### 1. 議事日程

日程第1		仮議席の指定
日程第2		議長の選挙
追加日程第1		議席の指定
追加日程第2		会議録署名議員の指名
追加日程第3		会期の決定
追加日程第4		副議長の選挙
追加日程第5		常任委員の選任
追加日程第6		議会運営委員の選任
追加日程第7		人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙
追加日程第8		球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙
追加日程第9		上球磨消防組合議会議員の選挙
追加日程第10		熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
追加日程第11	同意第12号	湯前町監査委員の選任につき同意を求めることについて
追加日程第12	同意第13号	湯前町監査委員の選任につき同意を求めることについて
追加日程第13	議案第58号	湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第14	議案第59号	湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第15	議案第60号	令和2年度湯前町一般会計補正予算(第8号)について
追加日程第16		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

### 2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

### 3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞										
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	長	高	橋	誠									
会	計	管	理	者	白	川	一	雄	税	務	町	民	課	長	高	堤	田	真	由	美		
教	育	課	長	北	崎	真	介	保	健	福	祉	課	長	高	木	堅	介					
建	設	水	道	課	長	皆	越	克	己	企	画	観	光	課	長	本	山	り	か			
農	林	振	興	課	長	稻	森	一	彦	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	園	誠	二

開会 午前10時03分

-----○-----

**○議会事務局長（西村洋一君）** 本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の山下力議員を、御紹介いたします。山下議員、議長席へお着きください。

[臨時議長、議長席に着く]

**○臨時議長（山下 力君）** ただいま紹介されました山下でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

令和2年第8回、湯前町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりです。

ここで、長谷町長から挨拶の申し出があります。これを許します。

**○町長（長谷和人君）** 本日ここに、改選後、初の湯前町議会臨時会が開催されるに当たりまして、議員の皆様方には、全員の御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

この度は任期満了により、去る11月15日執行の湯前町議会議員選挙が執行され、議員の皆様におかれましては、町民の皆様から力強い御指示と、厚い信頼により、見事当選の栄に浴されましたことに、心からお慶びとお祝いを申し上げる次第でございます。

我が国の自治制度は一元的な代表制による国政の仕組と異なり、首長と議会を別個に町民が直接選挙するという二元的な代表制を取っております。この二つの公選職は、いわば車の両輪として例えられております。議会と執行機関がそれぞれの立場から議論を尽くし、共に歩みを進めていかなければならないと考えられております。これからの4年間、住民福祉の向上に向け、格別の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、本町における行政課題は、全国の地方公共団体と同様、少子高齢化、人口減少の中にあって、いかにして持続可能な地域社会経済、暮らしの場を作っていくかであります。これらの課題解決に対して、執行部と議会が常に町民の立場に立った議論を、切磋琢磨しながら町民の福祉、経済活動、文化、暮らしの向上に向けて取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

また、国内外に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症対策、政治、経済、外交、紛争、格差、そして地球温暖化問題等々、非常に厳しく難しい社会情勢にあります。加えまして、自然災害、特に甚大な被害をもたらした熊本地震の発生、そして激甚な被害をもたらしました令和2年7月豪雨災害、両災害とも多くの尊い人命が奪われました。天災は

忘れた頃にやってくるどころか、昨今は傷が癒えぬ間に襲い掛かってくるようになりました。改めて防災対策の重要性を痛感したところでございます。この点、本町においては、複数年は激甚な災害からの、復旧、復興事業を優先に、町政の推進をさせていただく所存でございます。このため行政目的別の施策が、総合計画等に掲げております事業の展開年度より、後年度になることへの御理解を賜りたいと存じます。

また、国際化の進展の中で、目まぐるしく変遷する社会、溢れる情報など、このような中であっても、自分たち地域の良さを忘れ、流され、埋没することなく湯前町らしさと価値観の共有を図り、住民を基底においた執行部と議会の信頼関係を築き町政の運営を図っていくことが大切だと考えております。人が人を呼ぶ、そして、少数社会であっても、人と資源が上手く活かされ、魅力あるまちづくりを皆さんと共に一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に新議会議員の皆様、改めて御協力と御期待を申し上げ、お祝いの言葉といたします。本当におめでとうございました。

-----○-----

#### **日程第1 仮議席の指定**

○臨時議長（山下 力君） 日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

-----○-----

#### **日程第2 議長の選挙**

○臨時議長（山下 力君） 日程第2、「議長の選挙」を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○臨時議長（山下 力君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項によって、立会人に吉田議員、及び西議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。白票は無効です。

[投票用紙配布]

○臨時議長（山下 力君） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○臨時議長（山下 力君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（山下 力君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

[投票]

○臨時議長（山下 力君） 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

○臨時議長（山下 力君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。吉田議員、西議員、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○臨時議長（山下 力君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち倉本豊君 7 票、味岡恭君 3 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、倉本議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開放]

○臨時議長（山下 力君） ここで、追加日程等の協議のため、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 20 分

-----○-----

○臨時議長（山下 力君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの選挙によって、議長に当選されました倉本議員が議長におられます。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。御承諾願います。

○10番（倉本 豊君） 一言御挨拶申し上げます。ただいま、議員の皆様方の御推挙によりまして、議長に選出いただき誠にありがとうございます。心から厚く御礼申し上げます。身に余る光栄であり謹んで承諾をさせていただきます。

御案内のとおり、私のような浅学非才な者が、どれだけ務められるかは分かりませんが、皆様方のお力添えをいただきながら全身全霊を傾け湯前町発展のため、そして町議会発展のために働いて参る所存でございます。どうぞ議員の皆様方には、執行部の皆様方の御指導ごべんたつ、心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、議長就任の承諾と挨拶に代えさせていただきます。

なお、就任の正式な挨拶につきましては、12 月定例会初日に申し上げたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○臨時議長（山下 力君） 以上で、臨時議長の職務を終了いたしました。

倉本議長、議長席にお着き願います。



[議長席交代]

○議長（倉本 豊君） 議長を交代しました。会議を進めます。

これからの日程は、お手元に配布しました追加議事日程表のとおりです。

-----○-----

#### 追加日程第1 議席の指定

○議長（倉本 豊君） 追加日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条の第1項の規定により、お手元に配布しました議席表のとおり指定します。

ここで、議席の移動のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時24分

再開 午前10時31分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

-----○-----

#### 追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 追加日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番吉田議員、2番西議員を指名します。

-----○-----

#### 追加日程第3 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 追加日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（倉本 豊君） 追加日程第4、「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに

決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に金子議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました金子議員を、副議長選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました金子議員が、副議長に当選されました。

ここで、この後の日程について協議を行うため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時33分

再開 午前10時37分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの選挙によって、副議長に当選されました金子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、副議長選挙の当選人である旨、告知します。御承諾願います。

**○8番（金子光喜君）** 御挨拶申し上げます。ただいま、皆様方から副議長に選出賜りました件につきまして、心から厚く御礼申し上げますとともに、承諾したいと存じます。

この場に立って責任の重さをひしひしと感じている次第ではありますが、お引き受けしたからには、倉本議長の補佐をしっかりと務めながら、円滑な議会運営と湯前町の発展に向けて邁進する所存でございます。

どうぞ先輩議員並びに同僚議員の皆様方、執行部の皆様方の御指導御鞭撻を心からお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが副議長就任の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

-----○-----

#### **追加日程第5 常任委員の選任**

**○議長（倉本 豊君）** 次に進みます。追加日程第5、「常任委員の選任」を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっています。これから、一覧表をお手元にお配りします。

[一覧表配布]

○議長（倉本 豊君） 事務局に一覧表を朗読させます。

[一覧表朗読]

○議長（倉本 豊君） お諮りします。常任委員は、お手元の一覧表のとおり、指名及び選任することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議あり」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議が出ましたので、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前11時29分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

先ほどの常任委員は、お手元の一覧表のとおり指名及び選任することにしたいと思っております。異議がありましたので、起立による採決で決定します。先ほどの一覧表のとおり決定することに、異議のない方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、常任委員は、一覧表のとおり選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会を開催するために、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時31分

再開 午前11時43分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩の間に、各常任委員会が開かれ、委員会条例第7条第2項の規定によって、委員長及び副委員長が互選されております。

ただいま、各委員長から会議結果の報告並びに挨拶の申し出があります。総務厚生文教常任委員長から順に、発言を許可します。

○総務厚生文教常任委員長（椎葉弘樹君） 総務厚生文教委員会の委員長に就任しました椎葉弘樹です。選任結果を御報告いたします。委員長は私、椎葉弘樹議員。副委員長、吉田精二議員。委員に倉本豊議員、黒木龍次議員、西靖邦議員、以上の5名になります。今後の委員会活動において、関係各位の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、選任結果の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、企画経済建設常任委員会の報告を求めます。

○企画経済建設常任委員長（遠坂道太君） ただいま、企画経済建設常任委員会を開催しましたところ、私、遠坂道太が委員長に選任されました。また、副委員長に味岡恭議員が選出されました。今後とも議員皆さんの御協力を得て、経済事業の発展に努めさせていただきますと思います。

○議長（倉本 豊君） ここで、休憩に入ります。

-----○-----

休憩 午前11時46分

再開 午前11時49分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

#### 追加日程第6 議会運営委員の選任

○議長（倉本 豊君） 次に進みます。追加日程第6、「議会運営委員の選任」を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっています。

これから、一覧表をお手元にお配りします。

[一覧表配布]

○議長（倉本 豊君） 事務局に一覧表を朗読させます。

[一覧表配布]

○議長（倉本 豊君） お諮りします。議会運営委員は、お手元の一覧表のとおり、指名及び選任することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、一覧表のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会を開催するために、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時51分

再開 午前11時57分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩の間に、議会運営委員会が開かれ、委員会条例第7条第2項の規定によって、委員会及び副委員長が互選されております。

ただいま、委員長から会議結果の報告並びに挨拶の申し出があります。発言を許可し

ます。

**○議会運営委員長（黒木龍次君）** 先ほど行われました議会運営委員会の結果を報告いたします。委員長に黒木龍次、副委員長に森山宏委員、あと委員として金子光喜委員、椎葉弘樹委員、遠坂道太委員、それぞれ決定されました。今後におきましては、議会運営委員会で決定して、スムーズに議会が運営されることを念頭に置きまして、進めてまいります。どうかよろしく願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時04分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

#### **追加日程第7 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙**

**○議長（倉本 豊君）** 追加日程第7、「人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙」を行います。本件は、2人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

人吉球磨広域行政組合議会議員に椎葉弘樹議員、西靖邦議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した椎葉議員、西議員を、人吉球磨広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました椎葉議員、西議員が、人吉球磨広域行政組合議会議員に当選されました。

ただいまの選挙によって、人吉球磨広域行政組合議会議員に当選されました椎葉議員、西議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、人吉球磨広域行

政組合議会議員選挙の当選人である旨告知します。御承諾願います。

**○人吉球磨広域行政組合議員（椎葉弘樹君）** ただいま議長のほうから人吉球磨広域行政組合の就任を承諾依頼されまして、この場におきまして承諾をしたいと思います。西議員と共に、これまでの監査の経験も踏まえて組合事務を支えていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○人吉球磨広域行政組合議員（西 靖邦君）** ただいま人吉球磨広域行政組合議会の議員の推選された西です。椎葉議員と共に頑張っていきたいと思います。分からないところも教えていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

-----○-----

### **追加日程第 8 球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙**

**○議長（倉本 豊君）** 追加日程第 8、「球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の選挙」を行います。本件は、2 人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

人吉球磨広域行政組合議会議員に金子光喜議員、遠坂道太議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した金子議員、遠坂議員を、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました金子議員、遠坂議員が、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員に当選されました。

ただいまの選挙によって、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員に当選されました金子議員、遠坂議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、球磨郡公立多良木病院企業団議会議員選挙の当選人である旨告知します。御承諾願います。

**○球磨郡公立多良木病院企業団議員（金子光喜君）** ただいま御推選いただきました金子光喜でございます。公立多良木病院企業団のますますの充実した活動をしつかりと見守っていくためにも、力を尽くせればと思います。議員各位の御協力どうぞよろしくお

願いいたします。

**○球磨郡公立多良木病院企業団議員（遠坂道太君）** ただいま公立多良木病院企業団の議員に当選しました遠坂でございます。私も２期目でございます。公立病院は今現在いろんな山積した問題を抱えておりますので、精一杯努力して取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

-----○-----

#### **追加日程第 9 上球磨消防組合議会議員の選挙**

**○議長（倉本 豊君）** 追加日程第 9、「上球磨消防組合議会議員の選挙」を行います。本件は、1 人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

上球磨消防組合議会議員に森山宏議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した森山宏議員を、上球磨消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました森山議員が、上球磨消防組合議会議員に当選されました。

ただいまの選挙によって、上球磨消防組合議会議員に当選されました森山議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、上球磨消防組合議会議員選挙の当選人である旨告知します。御承諾願います。

**○上球磨消防組合議員（森山 宏君）** 上球磨消防組合議会議員のほうに承認いただきました。私も 4 年ぶり 2 回目の議員となります。培った経験を基に、しっかり議員活動に取り組んでいきたいと思っております。よろしく願います。

-----○-----

#### **追加日程第 10 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙**

**○議長（倉本 豊君）** 追加日程第 10、「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選

挙」を行います。本件は、1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に黒木龍次議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した黒木龍次議員を、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました黒木議員が、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいまの選挙によって、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました黒木議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人である旨告知します。御承諾願います。

**○熊本県後期高齢者医療広域連合議員（黒木龍次君）** ただいま議長より、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙におきまして、指名推選されましたので、誠心誠意努めさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時16分

再開 午後1時18分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

**追加日程第11 同意第12号 監査委員の選任につき同意を求めることについて**

**○議長（倉本 豊君）** 追加日程第11、同意第12号、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案者の説明を求めます。



**○町長（長谷和人君）** 同意第 12 号、湯前町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。住所、熊本県熊本市中央区本山 4 丁目 12 番 9 号。氏名、堀江尚司。堀江氏は、昭和 28 年 9 月 5 日お生まれでございまして、平成 14 年 6 月から金剛株式会社財務グループ部長、製造開発本部副本部長を歴任され、平成 29 年に税理士に登録され、平成 30 年 9 月に金剛株式会社を退職されたあと、赤坂税理士より業務引継依頼を受け、現在は人吉市内の税理士事務所に勤務をされている方でございます。堀江氏は税制、財務に関する高度な知識と経験をお持ちであり、人格識見とも優れた方でございます。監査委員として適任と考え御提案するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** 以上で、説明を終わります。

お諮りします。本案は、質疑及び討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、質疑及び討論を省略します。

これから、同意第 12 号、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、本案は、同意することに決定しました。

-----○-----

#### **追加日程第 12 号 同意第 13 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて**

**○議長（倉本 豊君）** 追加日程第 12、同意第 13 号、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、吉田議員の退場を求めます。

[被提案議員退場]

**○議長（倉本 豊君）** 提案者の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 同意第 13 号、湯前町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の御説明をいたします。地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会議員のうちから選任する監査委員として、吉田精二氏を監査委員として選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

吉田精二氏は、昭和 35 年 2 月 6 日お生まれでございまして、皆さんも御承知のように識見に優れ、適任者でありますので、監査委員の選任について同意を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** 以上で、説明を終わります。

お諮りします。本案は、質疑及び討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、質疑及び討論を省略します。  
これから、同意第 13 号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、を採決します。本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、本案は、同意することに決定しました。

-----○-----

**追加日程第 13 議案第 58 号 湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（倉本 豊君） 追加日程第 13、議案第 58 号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 58 号、湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

職員の期末手当の支給に関し、熊本県人事委員会の勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 湯前町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明します。令和 2 年の給与改定につきましては、熊本県人事委員会勧告の内容に準じて、本町の給与条例を改正するものでございます。

熊本県の令和 2 年度の給与改定は、国の人事委員勧告、また県内の民間企業の企業等の状況を調査分析され、また、ほかの地方団体の職員給与等の状況を総合的に勘案して、期末手当を引き下げる改定となっております。なお、月例給付である給料表については、据置きとされています。タブレットの議案説明資料に勧告の内容を載せておりますので、併せてご覧ください。

それでは、今回の給与条例改正でございますが、2 つの条で更正しております。3 ページの新旧対照表により説明いたします。

まず第 1 条関係でございます。第 20 条第 2 項は、期末手当の支給月額を 0.05 か月分引き下げるものでございまして、既に支給を終えている令和 2 年度の 6 月分は、100 分の 130 のまま、令和 2 年 12 月に支給する期末手当にて調整するかたちで 0.05 か月分を下げ、期末手当を 100 分の 125 とするものでございます。

次に第 2 条関係です。第 20 条第 2 項は、先ほど説明した第 1 条で改正した期末手当を令和 3 年 4 月 1 日からの新年度に反映させるものでございまして、期末手当 0.05 か月分の引き下げを、6 月と 12 月の 2 回の期末手当それぞれ均等に、0.025 か

月分ずつ引き下げを行いまして、合計して 0.05 か月分の引き下げの改定を行うものでありますので、100 分の 127.5 に、それぞれ改定するものでございます。

次に 2 ページに戻っていただきまして、附則になります。施行日の規定ですが、この条例は交付の日から施行するもので、ただし書きでは、第 2 条の改定規定については、令和 3 年 4 月 1 日から施行させるものでございます。以上説明を終わります。よろしくお願します。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 58 号、「湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### **追加日程第 14 議案第 59 号 湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長（倉本 豊君）** 追加日程第 14、議案第 59 号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第 59 号、湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

会計年度任用職員の期末手当の支給に関して、一般職の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 湯前町会計年度任用職員の給与条例の改正になりますが、先ほど御可決いただいた、本町の一般職の給与条例の改正に併せ、同様に会計年度任用職員に支給する期末手当の支給率の部分を改正するものでございます。

3 ページの新旧対照表により説明いたします。附則の部分の改正になりますが、

今回の熊本県人事委員会の勧告の改正のとおり、0.05 か月分引き下げによる条文の改正のみになります。令和2年度分でございますが、附則第4項100分の130を100分の125とするものでございます。また、附則第5項は令和3年度分になりますが、100分の130を100分の127.5とするものでございます。

本町は、会計年度任用職員の期末手当の支給月額を財政への急激な影響緩和を目的に、3年間の年度ごとに段階的に引上げ改定を行うこととしておりますので、会計年度任用職員の支給される本年度分、来年度分については、影響はございません。また施行日の規定でございますが、この条例は交付の日から施行するもので、ただし書きのほうで附則第5項については、令和3年4月1日から施行させるものでございます。以上説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号、「湯前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**追加日程第15 議案第60号 令和2年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について**

**○議長（倉本 豊君）** 追加日程第15、議案第60号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 議案第60号、令和2年度湯前町一般会計補正予算（第8号）の提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ430万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億4,285万8,000円とするものでございます。

主な内容は、11月の人事異動による給与費の調整、災害復旧事業の事務に係る職員の時間外勤務手当等の人件費等の補正が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

**○総務課長（高橋 誠君）** 一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。議案書の事項別明細書の歳出11ページをお開きください。

款1 議会費でございます。項1 議会費、目1 議会費、節1 報酬は、この度の議員改選による11月報酬分の調整に係る費用などを計上いたしました。

次に款2 総務費でございます。項1 総務管理費、目1 一般管理費は、11月の職員人事異動によるもので、総務課職員1名を企画観光課に異動させたことにより、給料、職員手当、共済費等について、一般管理費を減額し、目9の企画調整費を増額いたしました。

款3 民生費でございます。項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、これについては、保健福祉課職員の期末勤勉手当の支給額の調整を行う必要がございましたので、所要額を計上いたしました。

次に、款5 農業振興費、また款7 土木費でございます。災害復旧事業に係る事務における時間外勤務の予算が不足してございますので、3月末までの、現在の想定による必要見込額をそれぞれ計上いたしました。

次に歳入の説明です。10ページをご覧ください。款11 地方交付税に今回の補正財源として、430万6,000円を計上いたしました。13ページ以降に給与費明細書を付けております。

以上説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第60号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第8号）について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**追加日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について**

**○議長（倉本 豊君）** 追加日程第16、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出に

ついて」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました、次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** これで、令和2年第8回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後1時35分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会臨時議長

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員